平成２２年（フ）第６４０号
埼玉県八潮市八潮３丁目23番地３　レオパレス21オオハラ202
破産者　阿部　伸二
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
和歌山県和歌山市狐島33番地の２　プレジール狐島Ｂ―105、開始決定時の住所埼玉県草加市栄町３丁目１番33号―805
破産者　齋藤　　雄
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
埼玉県越谷市大沢３丁目29番21号キョウワハイツ大沢205号
破産者　オフィスキヨタこと　清田　公克
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
神奈川県横須賀市佐野町５丁目24番地
破産者　林　　健治
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３４９号
神奈川県横須賀市佐野町５丁目24番地
破産者　林　　常子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３９７号
新潟市南区和泉315番地４　アサヒ荘102
破産者　渋谷　　実
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７７３号
北海道江別市野幌東町26番地の８　クリスタルサンビレッジＧ―202
破産者　三谷　秀夫
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３号
北海道勇払郡安平町追分向陽123番地５
破産者　柳沼　敏和
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２４４号
北海道勇払郡安平町追分向陽123番地５
破産者　柳沼　信子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２３６号
茨城県筑西市小川1391番地357
破産者　成川　光彦
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２９号
茨城県筑西市西方1644番地18　鈴木テナント２、前住所茨城県つくば市手子生910番地２
破産者　岡田　文夫
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６２１号
神奈川県相模原市南区磯部1147番地１　ライフレビュー相模の丘505、破産手続開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原2442番地の５
破産者　三上山　繁（旧姓武田・山田）
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８９６号
静岡市清水区長崎1069番地　新光ハイツＣ―101
破産者　滝井　孝平
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６５９号
愛知県知多郡美浜町大字布土字半月85番地１
破産者　加藤　雅直
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３９８号
大阪府八尾市相生町１丁目11番８号
破産者　金子　武嗣
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３８号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目22番16号　タイムス西田辺801号室、開始決定時の住所大阪市住吉区万代東１丁目１番13号
破産者　西側　泰正
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３９号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目22番16号　タイムス西田辺801号室、開始決定時の住所大阪市住吉区万代東１丁目１番13号
破産者　西側　道子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６１号
大阪府茨木市大字佐保494番地
破産者　大上　義明
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部